

第 2 4 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 4 月 7 日（金） 午後 1 時 30 分から 2 時 30 分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（16 人）

1 番	山田 正	2 番	尾守 哲
3 番	大巻 憲五	5 番	藤森 章一
7 番	尾崎 輝雄	8 番	竹内 正一
9 番	松之木 義博	10 番	青木 紘
11 番	北川 浩一	12 番	飯沼 清文
13 番	武部 剛	15 番	市野 良治
16 番	山本 信治	17 番	吉田 彰
18 番	矢後 暁二	19 番	岡島 秋美

5 欠席委員 6 番 村上 祐 4 番 石王 純子 14 番 宮崎 三郎

6 議事日程

議案第 17 号 高岡市農業委員会における高岡市個人情報保護条例施行規程の一部改正について

議案第 18 号 高岡市農業委員会規程の一部改正について

議案第 19 号 令和 5 年度の最適化活動の目標及び農地等の最適化の推進に関する指針の改正について

議案第 20 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可申請〕

議案第 21 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可申請〕

議案第 22 号 高岡市農用地利用集積計画（R5.4.9 中間管理事業に係る公告分）について

報告第 10 号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第 4 条届出〕

報告第 11 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条届出〕

報告第 12 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕

7 農業委員会事務局職員

事務局長 堺 啓央

事務局次長 石黒 伸英

主任 石崎 真代

議

事

議 長

これより、第 24 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 16 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、1 番 山田委員、8 番 竹内委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 17 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 17 号 高岡市農業委員会における高岡市個人情報保護条例施行規程の一部改正について説明いたします。

まず、改正の対象になっている規程について簡潔にご説明いたします。
新旧対照表をご覧ください。

このことについては、高岡市農業委員会が所有している個人情報についての取り扱いを定めているものであります。

次に、改正に至る経緯をご説明いたします。

これまで、市の条例で保護していた個人情報については、国の法律で包括的に保護されることになったことにより、令和 4 年 12 月に高岡市の条例「高岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」が策定されました。その施行については、令和 5 年 3 月に作成されました高岡市個人情報の保護に関する法律施行規則で規定されたことに伴い改正の必要が生じたものです。なお、改正箇所は、改正前の条例名、規則名を引用していることから、改正後の条例名、規則名に変更するものです。

なお、改正に伴う農業委員会の農業委員・推進委員に対する影響はありません。主に個人情報の事務管理について法律に沿った管理を定めたものであります。

参考資料として高岡市個人情報の保護に関する法律施行条例を配布しておりますので内容についてはご覧ください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 18 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案 18 号 高岡市農業委員会規程の一部改正について説明いたします。

まず、改正の対象になっている規程について簡潔にご説明いたします。
新旧対照表をご覧ください。

この規程は、高岡市農業委員会の組織及び業務について定めているものです。

次に、改正に至る経緯をご説明いたします。

令和 5 年 4 月より市の組織再編にともない職員の配置・役職についての改正があったことに基づき、高岡市農業委員会規程も準じて改正するものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 19 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお

願います。

事務局 議案 19 号 令和 5 年度の最適化活動の目標及び農地等の最適化の推進に関する指針の改正について説明いたします。

まず、経緯について簡潔にご説明いたします。

従来、高岡市農業委員会では、5 月に 5 年度の目標及び 4 年度の点検・評価及び指針の改正を行ってきました。前回の委員会時にご報告したとおり国・県より委員会の目標については 3 月に作成し、4 月末までに公表するよう指示があったことにより、遅くとも 4 月中に作成公表することが必要となりました。

これまで目標は、前年度の集計結果を基に作成していたことから、現状、委員会でお示しすることが困難であることを踏まえ、4 月 24 日の運営委員会にて各地区委員長の審議をもって公表することについて承認をいただくべく議案したものであります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 20 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 20 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 1,743 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

以上 1 件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考ええるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 21 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 3 件、面積にして 2,124.37 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 2～3 は同一案件です。

以上 3 件は地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長 次に、議案第 22 号を議題とします
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 22 号 高岡市農用地利用集積計画（R5. 4. 9 中間管理事業に係る公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、40 件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。

今回の中間管理事業及び利用権設定を反映した流動化率は、43. 48%となっております。

個別の申し出内容については、 ページ以降に記載しております。

補足説明させていただきます。番号 15 から番号 39 の営農は高岡では今回が初めての利用権設定になりますが、氷見市では 21 町程経営しておられますので、問題ないものと考えております。

以上、今回の中間管理事業 40 件について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議長 次に、報告第 10 号から第 12 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局 報告第 10 号は、市街化区域内の農地転用についてであります。
今回は申請件数で 1 件、面積にして 9. 99 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 11 号は市街化区域内の権利移動を伴う農地転用につ

いてであります。

今回は申請件数で 17 件、面積にして 6,733.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 12 号は、農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 13 件、面積にして 16,401.00 m²となっております。申請内容については、次ページ以降に記載のとおりです。

以上で報告の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。

本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第 24 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和 5 年 4 月 7 日

議事録署名

議事録署名